

## 第 8 2 号議案

東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校  
薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 8 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

（提案理由）

この案は、介護補償の限度額及び葬祭補償の額を改定するため  
提出します。

東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校  
薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「8万5,490円」を「9万790円」に改め、同項第4号中「4万2,700円」を「4万5,400円」に改める。

第26条中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第12条第2項第2号及び第4号並びに第26条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた介護補償及び葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償及び葬祭補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災

害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第2項第2号及び第4号の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）並びに旧条例第26条の規定に基づく葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。